

省庁名：警察庁

●論点 1：GPS等他国の測位衛星に依存する場合のリスク分析と対応

1-1. 各国が整備する測位衛星の民生用信号が使用不可能になった場合に、どのような問題点が想定されるか。

【検討結果】

ケース1(すべての測位衛星からの信号が、予告なく**数時間程度**受信できないケース)

GPS以外の手段(警察無線等)により位置情報を把握可能な場合もあるが、正確な位置情報を把握することが困難となり、業務上支障が生じる可能性がある。

判断の理由等

GPS が使用不可能な場合には、警察無線等による通話等で断続的に位置情報を把握することができるが、指揮官が捜査員等の位置をリアルタイムで把握するためにGPSを活用している場合、迅速的確に指示をすることが困難となる場合もあるため。

ケース2(すべての測位衛星からの信号が、予告なく**数日程度**受信できないケース)

GPS以外の手段(警察無線等)により位置情報を把握可能な場合もあるが、正確な位置情報を把握することが困難となり、業務上支障が生じる可能性がある。

また、GPSを利用して時刻調整を行っている一部のシステムについて、数日間の間に時刻ずれが生じた場合、業務上支障が生じる可能性がある。

判断の理由等

GPS が使用不可能な場合には、警察無線等による通話等で断続的に位置情報を把握することができるが、指揮官が捜査員等の位置をリアルタイムで把握するためにGPSを活用している場合、迅速的確に指示をすることが困難となる場合もあるため。

また、一部のシステムにおいては、GPSを利用して時刻同期をとっているため。

ケース3(すべての測位衛星からの信号が、予告なく**数週間程度**受信できないケース)

GPS以外の手段(警察無線等)により位置情報を把握可能な場合もあるが、正確な位置情報を把握することが困難となり、業務上支障が生じる可能性がある。

また、GPSを利用して時刻調整を行っている一部のシステムについて、数週間の間に時刻ずれが生じた場合、業務上支障が生じる可能性がある。

判断の理由等

GPS が使用不可能な場合には、警察無線等による通話等で断続的に位置情報を把握することができるが、指揮官が捜査員等の位置をリアルタイムで把握するためにGPSを活用している場合、迅速的確に指示をすることが困難となる場合もあるため。

また、一部のシステムにおいては、GPSを利用して時刻同期をとっているため。

省庁名：警察庁

●論点2：我が国測位衛星システムの公的利用や民間サービス等の政策的な評価
〔事務局から提示した個別の論点例についての利用可能性〕

(論点2-1、2-2及び2-4に関連)

論点例：(1) 警察業務の効率化

【検討結果】

1) 衛星測位利用の現状及び課題

警察本部や警察署において、警察官やパトカー等の活動状況を把握し、110番通報時における現場への急行や捜査員の配置等、迅速的確な警察活動を推進する上でGPSを利用している。

2)-1 準天頂衛星システムの利用可能性

① 確実に利用できる。

② 将来的に利用可能性がある。(今後の社会実験や制度設計等による。)

③ その他()

2)-2 上記の理由等

現在利用しているGPSと同程度以上の精度で、社会的インフラ整備によって安価かつ安定的に構築できるのであれば、警察活動での利用可能性があるため。

2)-3 上記を踏まえた政策的な評価

今後、安価にかつ安定的に精度の高い位置情報を利用することが可能となれば、警察官等の活動状況の把握がより正確となり、一層効率的な警察業務の推進が期待できる。

3)-1 2)の実現に必要と考えられるケース(表3.の6ケースから選択)

A-1又はA-2、C-1又はC-2

3)-2 追加を必要とする機能・要件

4) GPS利用産業の高度化を進めるための政策的取り組みの必要性

5) その他コメント

省庁名：警察庁

● **論点2：我が国測位衛星システムの公的利用や民間サービス等の政策的な評価**
 [事務局から提示した個別の論点例についての利用可能性]

(論点2-1、2-2及び2-4に関連)

論点例：(2) 緊急通報(110番)

【検討結果】

2) 衛星測位利用の現状及び課題 携帯電話からの110番通報時に、警察本部通信指令室において発信者の位置情報をGPSにより把握し、迅速的確に通報を受理する上で活用している。
2)-1 準天頂衛星システムの利用可能性 ① 確実に利用できる。 ② 将来的に利用可能性がある。(今後の社会実験や制度設計等による。) ③ その他()
2)-2 上記の理由等 現在利用しているGPSと同程度以上の精度で、社会的なインフラ整備によって安価にかつ安定的に位置情報が提供されるのであれば利用可能性があるため。
2)-3 上記を踏まえた政策的な評価 位置情報の精度向上により、通報状況等の把握がより正確となると考えられる。
3)-1 2)の実現に必要と考えられるケース(表3.の6ケースから選択) A-1 又は A-2
3)-2 追加を必要とする機能・要件
4) GPS利用産業の高度化を進めるための政策的取り組みの必要性
5) その他コメント

省庁名：警察庁

●論点2：我が国測位衛星システムの公的利用や民間サービス等の政策的な評価
〔事務局から提示した個別の論点例についての利用可能性〕

(論点2-1、2-2及び2-4に関連)

論点例：(3) 自動車事故の事故通報システム

【検討結果】

1) 衛星測位利用の現状及び課題

事故発生時にその発生場所等の情報を携帯電話等を用いて即時かつ正確に通報するとともに運転者の状況を確認することにより、救命率の向上等を図る HELP システム(緊急通報システム)において、GPS を用いた位置測定が行われている。

2)-1 準天頂衛星システムの利用可能性

- ① 確実に利用できる。
- ② 将来的に利用可能性がある。(今後の社会実験や制度設計等による。)
- ③ その他()

2)-2 上記の理由等

今後、準天頂衛星に関するシステムの仕様・コストや社会的必要性等に応じて、利用を検討する余地があるため。

2)-3 上記を踏まえた政策的な評価

事故発生時にその発生場所の位置測位精度の向上等の効果が期待できる。

3)-1 2)の実現に必要と考えられるケース(表3.の6ケースから選択)

A-2

3)-2 追加を必要とする機能・要件

4) GPS 利用産業の高度化を進めるための政策的取り組みの必要性

車載機メーカー等に対し、UTMS協会の作業部会等を通じて周知、助言を行うなど、準天頂衛星システムを活用した測位精度の高度化の実現に向けた働きかけを行う必要がある。

5) その他コメント

省庁名：警察庁

● **論点2：我が国測位衛星システムの公的利用や民間サービス等の政策的な評価**
 [事務局から提示した個別の論点例についての利用可能性]

(論点2-1、2-2及び2-4に関連)

論点例：(4) 車両盗難防止対策

【検討結果】

- | | |
|------|--|
| 1) | 衛星測位利用の現状及び課題
民間企業において衛星測位を利用した車両盗難対策サービスを提供している。 |
| 2)-1 | 準天頂衛星システムの利用可能性
① 確実に利用できる。
② 将来的に利用可能性がある。(今後の社会実験や制度設計等による。)
③ その他() |
| 2)-2 | 上記の理由等
民間において提供しているサービスであることから、コストや利用者のニーズを踏まえて民間において検討されるものとするため。 |
| 2)-3 | 上記を踏まえた政策的な評価
より正確な位置情報を把握入手することにより、被害車両の回復や車両盗難事件捜査に資する可能性がある。 |
| 3)-1 | 2)の実現に必要と考えられるケース(表3.の6ケースから選択)
A-1又はA-2 |
| 3)-2 | 追加を必要とする機能・要件 |
| 4) | GPS 利用産業の高度化を進めるための政策的取り組みの必要性 |
| 5) | その他コメント |

省庁名：警察庁

●論点2：我が国測位衛星システムの公的利用や民間サービス等の政策的な評価
〔事務局から提示した個別の論点例についての利用可能性〕

(論点2-1、2-2及び2-4に関連)

論点例：(5) 子ども・女性や高齢者の見守り

【検討結果】

- 2) 衛星測位利用の現状及び課題
民間企業において衛星測位を利用した子ども・女性や高齢者を見守るサービスを提供している。
-
- 2)-1 準天頂衛星システムの利用可能性
- ① 確実に利用できる。
 - ② 将来的に利用可能性がある。(今後の社会実験や制度設計等による。)
 - ③ その他()
- 2)-2 上記の理由等
民間において提供しているサービスであることから、コストや利用者のニーズを踏まえて民間において検討されるものとするため。
- 2)-3 上記を踏まえた政策的な評価
より正確な位置情報を把握入手することによって、子ども・女性や高齢者が被害者となる事件の未然防止や行方不明者の早期発見に資する可能性がある。
-
- 3)-1 2)の実現に必要と考えられるケース(表3.の6ケースから選択)
B-1又はB-2
- 3)-2 追加を必要とする機能・要件
-
- 4) GPS 利用産業の高度化を進めるための政策的取り組みの必要性
-
- 5) その他コメント

省庁名：警察庁

● **論点2：我が国測位衛星システムの公的利用や民間サービス等の政策的な評価**
 [事務局から提示した個別の論点例についての利用可能性]

(論点2-1、2-2及び2-4に関連)

論点例：(6) 違法駐車を取り締まり

【検討結果】

1) 衛星測位利用の現状及び課題

違法駐車を取り締まりについては、物理的に、駐車禁止場所において一定時間以上車両が停止していれば違反を認定できるものではなく、運転者の有無、人の乗降中であるかどうか、駐車の方法が適切であるかどうか、駐車許可等を受けているかなどを確認しなければならぬことから、取り締まりにおいて衛星測位は利用していない。

2)-1 準天頂衛星システムの利用可能性

- ① 確実に利用できる。
- ② 将来的に利用可能性がある。(今後の社会実験や制度設計等による。)
- ③ その他(利用可能性なし)

2)-2 上記の理由等

今後、同衛星システムの精度が向上したとしても、衛星から車両の位置を確認するだけでは、車内又は車両間近における運転者の有無や、駐車許可証等の車内掲示の有無等については確認できないことから、違法駐車を取り締りに活用することは不可能である。

2)-3 上記を踏まえた政策的な評価

利用可能性がないため政策的な評価はできない。

3)-1 2)の実現に必要と考えられるケース(表3.の6ケースから選択)

3)-2 追加を必要とする機能・要件

4) GPS 利用産業の高度化を進めるための政策的取り組みの必要性

5) その他コメント

省庁名：警察庁

●論点2：我が国測位衛星システムの公的利用や民間サービス等の政策的な評価
〔事務局から提示した個別の論点例についての利用可能性〕

(論点2-1、2-2及び2-4に関連)

論点例：(7)自動車安全運転支援等

【検討結果】

1) 衛星測位利用の現状及び課題

当庁が整備する安全運転支援システム(DSSS)においては、路側インフラからの情報に加えて、GPSによって把握される自車の位置情報等に基づき、車載機が運転者への情報提供の要否及びタイミングを判断し、音声や画像等で運転者に注意を促すことにより、交通事故の防止を図っている。

2)-1 準天頂衛星システムの利用可能性

- ① 確実に利用できる。
- ② 将来的に利用可能性がある。(今後の社会実験や制度設計等による。)
- ③ その他()

2)-2 上記の理由等

今後、準天頂衛星に関するシステムの仕様・コストや社会的必要性等に応じて、利用を検討する余地があるため。

2)-3 上記を踏まえた政策的な評価

DSSSにおける自車の位置測位精度の向上等の効果が期待できる。

3)-1 2)の実現に必要と考えられるケース(表3.の6ケースから選択)

A-2

3)-2 追加を必要とする機能・要件

4) GPS利用産業の高度化を進めるための政策的取り組みの必要性

車載機メーカー等に対し、UTMS協会の作業部会等を通じて周知、助言を行うなど、準天頂衛星システムを活用した測位精度の高度化の実現に向けた働きかけを行う必要がある。

5) その他コメント

省庁名：警察庁

●論点2：我が国測位衛星システムの公的利用や民間サービス等の政策的な評価
〔事務局から提示した個別の論点例についての利用可能性〕

(論点2-1、2-2及び2-4に関連)

論点例：山岳での安全登山・遭難防止・遭難救助

【検討結果】

- | | |
|------|---|
| 1) | 衛星測位利用の現状及び課題
山岳遭難用PLBは現在使用されていない。 |
| 2)-1 | 準天頂衛星システムの利用可能性
① 確実に利用できる。
② 将来的に利用可能性がある。(今後の社会実験や制度設計等による。)
③ その他(2-3 にまとめて記載。) |
| 2)-2 | 上記の理由等
2)-3 にまとめて記載。 |
| 2)-3 | 上記を踏まえた政策的な評価
内容・性能・コスト等システムの概要が明らかでないことから、具体的にコメントすることは困難であるが、関係インフラの整備がなされ、安価に、高い精度、信頼性、安定性が確保されつつ、信号の受信が可能となった場合においても、発報者との詳細な通話等により、いたずらや誤作動・誤発報の可能性が排除されなければ、業務の性格上、同システムの通報をもって救助活動を行うことは困難と考えられる。 |
| 3)-1 | 2)の実現に必要と考えられるケース(表3.の6ケースから選択)
B-1又はB-2 |
| 3)-2 | 追加を必要とする機能・要件 |
| 4) | GPS 利用産業の高度化を進めるための政策的取り組みの必要性 |
| 5) | その他コメント |

●論点2：我が国測位衛星システムの公的利用や民間サービス等の政策的な評価

2-5. 表2に示される秘匿コードの検討に当たり、周波数を確保できる可能性の評価や運用体制等の観点で、留意すべき課題は何か。

【検討結果】

技術の進展等により、悪意の者による妨害行為が容易になされるようになるのであれば、秘匿コードを利用する可能性があると考えている。

このため、秘匿コードが厳重に管理されており妨害行為を受けないこと、また安価かつ安定的であることが必要である。

判断の理由等

・誰でも容易に入手可能な市販の装置等を使用して妨害行為が可能となるのであれば、犯罪を企図する者により容易に妨害行為がなされるなど捜査への活用に支障を来すことが想定できるため。

・安価かつ安定的でなければ実用性に欠けるため。